

# 子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外分)

## <家計急変者>

### 1. 支給対象者(申請者)

「2. 支給対象児童」を養育する方で、食費等の物価高騰の影響により、令和5年1月以降に家計が急変し、住民税非課税相当の収入になった方

#### ※所得要件に関する補足

##### ◆「食費等の物価高騰の影響」とは・・・

家計急変と物価高騰との間に何らかの因果関係を有することを言います。

例えば、電気・ガス・食料品等の価格高騰による各事業所等の原材料費等の高騰に伴い経営難に陥ったことによる影響など、直接・間接を問わず、広く該当するものと考えられます。

##### ◆「住民税非課税相当の収入」の判定方法・・・

令和5年1月以降に家計が急変した後の任意の1ヶ月の収入額について、これを12ヶ月換算した年収見込額が非課税相当と見なされる場合、もしくは、年収見込額から経費等を控除した年間所得見込額が非課税相当と見なされる場合に該当します。なお、ここでいう収入の範囲は給与収入(非課税対象額を除く総支給額)・事業収入・不動産収入・公的年金収入(非課税のものは除く)の恒常的収入とし、これ以外の収入は対象としません。

具体的には、「簡易な収入見込額の申立書」または「簡易な所得見込額の申立書」で、実際に計算を行うことで対象になるか判定することになります。この申立書で計算した結果、児童の養育者(父母等)のうち、収入または所得の多かった方が給付金の申請者となります。

<参考> 非課税相当収入限度額 ※「簡易な収入見込額の申立書」より

世帯の人数等(注)	非課税相当収入限度額
2人 (例)夫(婦)子1人	137.8万円
3人 (例)夫婦子1人	168.0万円
4人 (例)夫婦子2人	209.7万円
5人 (例)夫婦子3人	249.7万円
6人 (例)夫婦子4人	289.7万円
申請者が障害者・未成年者・寡婦・ひとり親	204.3万円

(注)世帯人数は、以下の合計人数です。  
・申請者本人  
・同一生計配偶者(収入金額103万円以下の者)  
・扶養親族(16歳未満の者も含む)

### 2. 支給対象児童

平成17年4月2日(特別児童扶養手当の支給対象児童は平成15年4月2日)

～ 令和6年2月29日生まれの児童

※既に支給済みの令和5年度子育て世帯生活支援特別給付金の対象となった児童を除く。

### 3. 支給額

児童1人当たり 一律5万円

#### 4. 申請方法

必要書類をご用意いただき、申請先窓口にご提出いただくか、郵送してください。

#### 5. 必要書類

次のページをご参照ください。

#### 6. 申請先(問い合わせ先)

〒954-8686 見附市昭和町 2 丁目 1 番 1 号

見附市教育委員会 こども課 こども家庭センター 子育て応援係（見附市役所4階）

TEL：0258-62-1700(内線 444)

受付時間：午前 8 時 30 分～午後 5 時(土日・祝日を除く)

#### 7. 申請受付期間

令和 5 年 6 月 28 日(水)～令和 6 年 2 月 29 日(木)

※受付期間を過ぎて申請されたものは支給できません。また、郵送提出の場合、書類がこども課に到着した日が申請日となりますので、ご了承ください。

## 【必要書類】

### □ 『低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外分)申請書(請求書)』(別紙様式第3号)

#### □ 『申請者の本人確認書類の写し』

※申請者の運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード(表面)、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写しをご用意ください。

#### □ 『受取口座(申請者本人名義)を確認できる書類の写し』

※申請書の「5. 受取方法」で「イ」を選択した場合に必要です。

※通帳やキャッシュカードの写しなど、受取口座の金融機関名・口座番号・口座名義人を確認できる部分の写しをご用意ください。

#### □ 『申請者の世帯の状況、申請書裏面の表Aの児童との関係性を確認できる書類の写し』

※申請者が児童手当または特別児童扶養手当を受給していない場合に必要です。

※以下の表を参考に、該当する児童との関係性に応じて書類を提出してください。

※個々の状況に応じて、他にも書類を提出いただく場合があります。

申請書裏面の表Aの児童との関係性	必要書類
児童と同居の父母	特になし
児童と別居の父母	別居する児童が属する世帯全員の住民票(続柄・本籍・筆頭者が記載のもの) ※児童の住所が見附市内の場合は不要です。
未成年後見人	・未成年後見人である旨の申立書 ・対象児童の戸籍抄本 ・対象児童の実親の状況(氏名、存否、住所)が分かる資料(様式自由)
その他養育者	対象児童の実親の状況(氏名、存否、住所)が分かる資料(様式自由)
里親	対象児童が委託されていることを明らかにすることができる書類

#### □ 『簡易な収入見込額の申立書』または『簡易な所得見込額の申立書』(別紙様式第4号)

※申立書の提出はどちらか一方のみで結構です。原則、「収入見込額の申立書」を提出してください。

「収入見込額の申立書」では支給要件を満たさないが、「所得見込額の申立書」であれば支給要件を満たす場合のみ、「所得見込額の申立書」を提出してください。

※確認事項欄をよくお読みいただき、✓を入れてください。

※以下の表を参考に、申立を行う収入等の金額が分かる書類を添付してください。

収入の種類	必要書類
給与収入	給与明細書など
事業収入または不動産収入	帳簿など
公的年金収入	年金決定通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書など
無収入	・収入の状況等の申立書(別紙様式) ・用意が可能であれば、無職であることを証明できる書類(退職証明書等)